

社会福祉法人天神会業務規程

サービス付高齢者向け住宅 PrinceCourt 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人天神会が開設する Prince Court が行うサービス付高齢者向住宅事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と、老人福祉法の理念に基づき入居者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の定めるところによるものとする。

(運営方針)

第2条 当施設は、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活が送れるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、余暇活動の支援等、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針とする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 当事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 Prince Court
- (2) 開設年月日 2018年8月1日
- (3) 所在地 岡山県笠岡市神島 5666-1
- (4) 電話番号 0865-67-4000

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、施設の運営を総合的に調整し、入居者本位のサービス提供が行われるよう施設の業務を統括する。又、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1人以上

ア 入居者又はその家族からの日常生活全般にわたる相談に適切に応じ、必要な

助言その他の援助を行う。

イ 介護保険サービス・保健医療サービス又は福祉サービス等関係諸機関と連携を図る。

ウ 苦情への対応、事故への対応記録を行う。

(3) 管理栄養士又は栄養士 必要数

栄養並びに入居者の身体状況、病状及び嗜好を考慮した食事を提供する。

(4) 調理員 必要数

管理栄養士又は栄養士の指示に基づき、入居者の食事を調理する。

(5) 事務員 必要数

(入所定員及び居室数)

第5条 入所定員は、30名とし、居室数は30室とする。

(サービスの内容)

第6条 当施設は、老人福祉法の理念に基づき入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮する。また、サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

(1) 相談、助言等入居者に対しては親身になって各種相談に応じるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連絡をとり、その有効な利用について積極的に援助を行う。

(2) 居宅介護サービスの利用

要支援、要介護の認定を受けた入居者は、居宅介護サービスを利用することができる。

(3) 食事

ア 入居者に対しては毎日三食を給し、入居者に適した食事を提供するものとする。

イ 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

ウ 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好を配慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

エ 入居者から2日前までに、欠食の旨の連絡があった場合には、食事の提供を取り止めることができる。

(4) 入浴

ア 入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

イ シャワーは入浴時間外でも使用できるよう配慮する。

ウ 個別の入浴介助は行わないものとする。但し、介助を必要とする状態となった場合は、当施設は、介護保険をはじめ各種の居宅介護サービス等による入浴介助を

受けることができるよう迅速な対応に努める。

(5) 生活援助

ア 入居者に対する生活援助は行わないものとする。

イ 入居者が入居後において心身の故障等により家事等ができず、又病気等で介護者が必要となった場合には、外部の在宅福祉サービスが受けられるよう迅速な措置をとるものとする。この場合、所要の費用は入居者の負担とする。

(6) 緊急時の対応

ア 入居者の身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

イ 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。

ウ 主治医及び協力医療機関等への連絡とともに、その保証人へも速やかに連絡を行い、救急車対応も行う。

(7) 保健衛生

ア 定期健康診断を受ける機会を提供する等必要な指導援助を行い、入居者の健康の保持に努める。

イ 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行う。

(8) その他のサービス

ア 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのアクティビティの機会を設けるものとする。

イ 入居者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

2 入居者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、別添料金表のとおりとする。

3 日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 6条2項の別添料金表のサービスを提供する場合には、入居者又はその家族に対して事前に説明し、同意を得る。

(入居者が居室を変わる場合の条件及び手続)

第7条 入居者が居室を変更する場合の条件及び手続については、利用契約書の規定に従うとともに以下に従って行う。

(1) 居室の住み替えの場合

一般サービス付高齢者向け住宅の居室から特定施設の居室への住み替えが必要となった場合には、利用契約書の規定に従い、必要に応じて医師の意見を聴く等、変更先の居室の概要、提供サービスの内容、権利の変更、費用負担の増減等について

て入居者に説明し、入居者の同意を得て、住み替えてもらうことがある。なお、状況に応じて身元引受人の同意を得ることとする。

(秘密保持)

第8条 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(権利擁護)

第9条 入居者の人権尊重の理念のもとに、入居者の生活のことや財産管理は、入居者自らの意思で決定することを尊重する。ただし、事理判断能力が困難な入居者には、可能な限りの援助を行う。

- 2 必要に応じて成年後見人等や地域の権利擁護機関(社会福祉協議会、司法書士協会など)と連携を図る。

(苦情相談)

第10条 入居者及び家族等からの苦情に対しては、「苦情解決に係る取り扱い指針」に則り、苦情処理にあたる。

- 2 入居者及び家族等から苦情があった場合には迅速かつ適切な対応をする。
- 3 入居者及び家族等からの苦情に対して、市町村が行う調査に対し協力するとともに助言を受けた場合は努めて改善する。
- 4 入居者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに対応する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 職員は、入居者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 入居者が外出・外泊をする場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。
 - (4) 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
- 2 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火器を用いること。
 - (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
 - (6) 建物・敷地内での喫煙。

(緊急時等の対応)

第12条 入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成する。また、非常災害に備え、定期的に避難・通報訓練等を行う。

(虐待防止に向けた体制等)

第14条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置するものとする。

2 当施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は専任の担当者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 階層別研修 随時

2 この規程に定めるもののほか、Prince Court の運営管理上必要な事項は、理事長の承認を得て施設長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。